

神戸国際港都建設計画防災街区整備方針（素案）

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、神戸都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用をはかるため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域では、阪神・淡路大震災の復興の取り組みとして、土地区画整理事業や市街地再開発事業を進めてきた。阪神・淡路大震災では、密集市街地において特に集中して被害が発生したことから、「まちの防災面の向上」がより重視されるようになった。今後も震災の経験をふまえ、市民の暮らしをまもるため、一歩ずつ着実にまちの防災面の向上をはかる。

密集市街地においては、古い木造住宅が密集し、道路が狭く、公園も不足しており、防災面や住環境など様々な課題を抱えている。

密集市街地の整備改善を着実に進めるため、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下、危険密集市街地）の解消に向けて、様々な取り組みを進めていく。具体的には、老朽木造建物の除却や燃えにくい建物への更新、空地整備による火災の延焼の防止のほか、まちの不燃化につながるルールづくりなどにより「燃え広がりにくいまちづくり」を行う。また、主要な生活道路の整備による避難経路の確保や、身近な環境改善事業による災害時の安全な避難を誘導するなどにより「建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくり」を行う。さらに、地域魅力の向上を図り、地区外からの人口流入により建て替えを促進する取り組みのほか、地域のコミュニティ活動の場となる空地の整備など、地元活動組織との連携による取り組みなどにより「暮らしやすさや地域魅力の向上」を行う。

危険密集市街地以外の密集市街地は、地域の自発的な取り組みにより防災まちづくりの進捗に合わせ、延焼危険性や避難・消火の困難性による優先度に応じた施策を展開する。

3 防災再開発促進地区の整備

密集市街地において、老朽住宅などの建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上などをはかるため、事業を実施または概ね10年以内に事業の実施を予定している地域を「防災再開発促進地区」とし、一体的かつ総合的に住宅市街地の再生・整備をはかる。

なお、防災再開発促進地区の「整備又は開発に関する計画の概要」を別表1に示す。

4 防災公共施設の整備

防災再開発促進地区内の都市計画道路及び都市計画公園を「防災公共施設」とし、特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において、延焼防止及び避難上確保されるべき機能）を確保するため、整備する。

なお、「防災公共施設の整備に関する計画の概要」を別表2に示す。

(参考)「防災再開発促進地区」一覧

防災再開発促進地区	面積
1 本山北町地区	約 44 ha
2 瀬北西部地区	約 44 ha
3 兵庫北部地区	約 164 ha
4 真野地区	約 39 ha
5 長田南部地区	約 70 ha
6 須磨駅前地区	約 11 ha
7 塩屋地区	約 36 ha
8 東垂水地区	約 77 ha
9 鈴蘭台駅周辺地区	約 9 ha